

北海道告示第 1 1 3 9 1 号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第14条において準用する同法第13条第5項の規定により、次により地方卸売市場を変更認定した。

令和 6 年 9 月 1 8 日

北海道知事 鈴木 直道

1 変更認定年月日	令和 6 年 9 月 1 2 日
2 開設者の名称	余市産業株式会社
3 開設者の住所	余市郡余市町黒川町1175番地
4 地方卸売市場の名称	余市合同青果物地方卸売市場
5 地方卸売市場の位置	余市郡余市町黒川町1175番地
6 地方卸売市場の取扱品目	野菜、果物及びこれらの加工品並びにその他の 関連した食料品